

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-01	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
		担当者名	上村	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	細街路拡幅整備助成費			
	01-01-03	細街路拡幅整備事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 59年度		根拠	建築基準法、東京都建築安全条例	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市			
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成			
	施策	02 快適な住環境の形成			
目的	建築物の新築や建替え等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図る。				
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者。対象細街路延長232Km(両面)。27年度末現在94.5Km拡幅整備済。整備率40.7%。				
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。 整備の円滑化を図るための支援 1. 助成金の交付 ・後退用地の整地の助成（ガス・水道等の移設経費）@30,000/㎡ ・ブロック塀・擁壁の移設の助成@10,000/m ・すみ切り部分の整地の助成@60,000/ヶ所 2. 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行 ・平成27年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@32,000/件で業務委託				
経過	・昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 ・昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 ・平成2年 荒川区細街路拡幅整備を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 ・平成20、21年 指定道路図及び指定道路調書作成委託 ※細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の閲覧				
必要性	建築基準法が、昭和25年に施行し道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。建築主や土地所有者の理解と協力を得て拡幅整備が進捗しており、2項道路整備には当事業が必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 建築確認事前相談時に事業の説明をする。建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。助成金の交付並びに非課税申告の手続きを代行する。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		33,442	33,693	32,125	40,887	32,217	33,852	34,117
①決算額（28年度は見込み）		31,700	30,056	29,849	38,266	30,881	30,684	34,117
②人件費等		22,010	21,386	20,897	21,154	19,837	19,831	
③減価償却費		8,715	9,330	9,681	10,140	9,753	10,239	
【事務分担当量】（%）		300	300	300	300	300	300	
合計（①+②+③）		62,425	60,772	60,427	69,560	60,471	60,754	34,117
特定財源	国	社会資本整備総合交付金						
	都	3,000	7,468	6,916	9,201	3,022	9,619	10,000
	その他	0	0	0	0	0		
	一般財源	0	0	0	0	0		
		59,425	53,304	53,511	60,359	57,449	51,135	24,117
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	整備件数（件）	200	214	213	238	234	233	233
	整備延長（m）	1,925	2,189	2,137	2,507	2,313	2,317	2,317
	整備面積（㎡）	1,111	1,280	1,301	1,514	1,379	1,400	1,400
	すみ切り整備（ヶ所）	32	32	28	36	32	28	32

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	後退用地整備等助成	23,557	負担金補助等	後退用地整備等助成	23,546	負担金補助等	後退用地整備等助成	25,574
一般需用費	消耗品費、印刷製本費	1,090	一般需用費	消耗品費、印刷製本費	991	一般需用費	消耗品費、印刷製本費	1,147
委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,232	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,145	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,394
委託料	指定道路図及び指定道路調書等更新業務委託	3,002	委託料	指定道路図及び指定道路調書等更新業務委託	3,002	委託料	指定道路図及び指定道路調書等更新業務委託	3,002

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 後退用地整備率（%）	38	39	40	41	41	整備延長/整備対象道路延長両側
	② 拡幅整備承諾率（%）	94	95	95	95	95	承諾書受理/承諾書対象件数
	③ 公共施設後退整備率（%）	79	80	80	80	80	整備延長/整備対象道路延長

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 ・密集住宅市街地整備促進事業の他に、平成20年度から都市防災総合推進事業が導入された。 ・既存公共施設での後退整備が遅れている。整備対象公共施設は146施設あり、その施設にかかる対象道路延長5,960mのうち4,737mが整備済である。（整備率79.4%、109施設整備済）
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 23区実施率：91.3%（条例10区、要綱11区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	継続して細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、職員が自ら土地所有者に細街路整備事業の趣旨を説明し拡幅整備を進める。	荒川区内全域で12件の自発整備を行った。	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、職員が自ら土地所有者に細街路整備事業の趣旨を説明し拡幅整備を進める。
②	継続して不燃化特区に指定された地区においては、縁石整備済の敷地を新規にL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進する。	荒川1丁目地区において、1件L型側溝の拡幅整備を行った。	不燃化特区に指定された地区においては、縁石整備済の敷地を新規にL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進する。
③	継続して、施設管理課と協力して未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。	荒川六丁目ひろば館の拡幅整備及び公園・児童遊園等で5カ所拡幅整備を行った。	施設管理課と協力して未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-02	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	建築指導事務	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
		担当者名	佐久間	内線	2842
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	建築指導事務費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	41年度	根拠	建築基準法、都市計画法	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準	計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備		
	施策	01	総合的な市街地整備の推進		
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は移転等を計画する者及び既存建築物の所有者等				
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうか、工事着手する前に審査をし、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定証明等の交付を行う。</p>				
経過	<p>昭和25年5月24日 建築基準法の制定（同11月23日施行）</p> <p>平成14年7月12日 建築基準法による形態規制等改正（形態制限の選択肢の拡充、地区計画制度の見直し）</p> <p>平成15年7月25日 法52条8項による住宅系建築物の容積率割増迅速区域指定（同8月1日施行）</p> <p>平成15年8月20日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（383.5ha）</p> <p>平成15年～16年 新たな防火規制（耐火性能の強化）・改正日影規制条例（測定面の変更等）の施行</p> <p>平成19年6月20日 改正建築基準法の施行（建築確認・検査の厳格化、指定機関の業務適正化等）</p> <p>平成20年～26年 地区計画区域内の制限条例（H20:南千住1・荒川1丁目地区）（H22:荒川5.6丁目地区）（H24:荒川2.4.7丁目地区）（H24:町屋2.3.4丁目地区）（H26:尾久中央地区）</p> <p>平成21年2月27日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（1.6ha）（同4月1日施行）</p> <p>平成22年9月1日 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（荒川区）の策定</p> <p>平成26年6月4日 建築基準法の改正（木材利用の規制緩和等）</p>				
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	8,573	6,089	4,677	3,915	3,503	3,998	3,167	
①決算額（28年度は見込み）	4,599	3,429	2,561	3,007	2,710	2,814	3,167	
②人件費等	110,676	110,518	107,388	109,188	102,253	99,459		
③減価償却費	42,995	46,834	48,889	51,207	49,253	51,536		
【事務分担量】（%）	1,480	1,522	1,515	1,515	1,515	1,510		
合計（①+②+③）	158,270	160,781	158,838	163,402	154,216	153,809	3,167	
特定財源	国							
	都	建築指導事務費・建築物等実態調査費	121	121	121	121	121	121
	その他	建築手数料・証明手数料	10,655	9,354	9,531	7,038	6,332	6,332
	一般財源		147,494	151,306	149,186	156,243	147,204	147,356
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	建築確認申請数（区）	138	122	118	99	80	75	75
	建築確認申請数（民間確認機関）	481	498	497	565	477	544	544
	違反等件数	61	107	84	61	69	64	64
	証明発行件数	2,076	2,063	2,428	2,276	2525	2557	2557

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品購入(図書等)	237	需用費	消耗品購入(図書等)	289	需用費	消耗品購入(図書等)	329
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	83	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	58	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	58
委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	1,505	委託料	特殊建築物定期調査報告業務委託等	1,841	委託料	特殊建築物定期調査報告業務委託等	2,682
委託料	構造計算適合性判定業務委託	780	委託料	構造計算適合性判定業務委託	521	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	98
使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	105	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	105			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	完了検査実施率（%）	96.6	95.9	91.8	95	100	検査済証交付件数/工事完了件数 (28年3月31日現在)
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	1 平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施した。また、平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。
	2 平成26年6月の法改正により、合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、定期調査・検査報告制度の強化等が行われた。迅速かつ的確な処理が課題となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	法令等の改正の機会を捉え、引き続き調査・研究を継続するとともに、必要に応じて見直しに向けた提案を行う。	法令の改正に関する会議へ参画し、区の課題及び実情について法制部局と意見交換を行った。	建築基準関係法令等の改正情報について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究を継続する。
②	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化に向けた方策について検討する。	提出された指定確認検査機関処理物件の報告書を全件点検し、不備事項について改善を求めた。	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について引き続き検討する。
③	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、体制整備等について継続検討する。	都や他区と情報交換を行い、基礎ぐい工事問題、免震材料の不正事案、昇降機等事故の処理の迅速化を図った。	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、引き続き検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、建築物の安全・衛生を確保するための基準、市街地の安全・環境を確保するための基準が定められている。 建築基準法に関する事務は地方公共団体の事務である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-03	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	応急危険度判定員制度	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
		担当者名	伊藤	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	応急危険度判定費			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	7年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市		
	政策	11	防災・防犯のまちづくり		
	施策	01	災害時における体制の強化		
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。				
対象者等	震災により被災した区内建築物				
内容	<p>震災発生時、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等の危険性の有無・程度を判定し、建築物に表示し、二次災害の防止、区民の安全の確保を図る。</p> <p>1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 建築士法に定める建築士で、東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（区在住または在勤の判定員201名のうち、区職員45名）</p> <p>2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下、「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（会員71名）</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築指導課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる</p> <p>※区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める ※判定員数等は、平成27年12月現在</p>				
経過	<p>平成13～26年度 年1回区判定委員会を実施</p> <p>平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加</p> <p>平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名）</p> <p>平成19年7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名）</p> <p>平成28年4月 熊本県地震において判定員として区職員派遣（2名）</p>				
必要性	震災時、被災した建築物が余震により生じる倒壊等の二次災害から区民の安全を確保するため、本制度の必要性は非常に高い。実施体制及び判定技術の向上を図り、震災時、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		32	32	32	32	31	31
①決算額（28年度は見込み）		3	3	4	4	4	4	31
②人件費等		2,616	2,541	2,478	2,495	2,318	2,309	
③減価償却費		872	933	968	1,014	975	1,024	
【事務分担量】（%）		30	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		3,491	3,477	3,446	3,513	3,297	3,337	31
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		3,491	3,477	3,446	3,513	3,297	3,337	31
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区判定員会総会出席者	19	22	25	23	23	24	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定員総会講師謝礼	0	報償費	判定員総会講師謝礼	0	報償費	判定員総会講師謝礼	26
食糧費	判定員総会賄	4	食糧費	判定員総会賄	4	食糧費	判定員総会賄	5

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 区判定員会会員数(名)	70	74	71	80	90	最終目標100名
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう模擬訓練等により、区判定員会の体制を強化すると共に、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、判定に関する計画等を再検証する必要がある。 震災時、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。 転居・転勤により区判定員会から退会者がいる一方、新規入会者は少なく、また会員の高齢化も進んでいる。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区判定員会の更なる体制強化を図り、震災時における確実で迅速な判定を実施できる体制の構築を目指す。	電話及びメール訓練にて体制強化を図った。また、意見交換等により体制の改善をした。	新規判定員の入会者の増員を目指すし、新規登録者以外への勧誘も行っていく。
②	模擬訓練等を実施し、判定員相互の連携強化を図りつつ、更なる技術向上を目指す。	木造建築物の模擬演習を実施し、技術の向上を図ることが出来、一定の効果があった。	訓練内容を充実させ、更なる技術向上を目指す。
③	不足する機材の補充等をするとともに、発災時の対応方法等についてさらに具体的な計画を作成する。	庁舎内の機材の確認をし、災害時の対応方法の確認をした。	地区ごとの機材の確認及び災害時の対応方法等についてさらに検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	マグニチュード7.0クラスの連動型大規模地震の切迫性が叫ばれる今、余震時の二次災害を防止し、区民の安全を確保を図るため、引き続き継続して取り組む必要がある。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 住宅の耐震化率（％）	82	82	83	85	85	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 32年度目標95%
	② 民間特定建築物の耐震化率（％）	86	95	95	96	96	32年度目標100%
	③ 防災上重要な公共建築物の耐震化率（％）	98	99	100	100	100	32年度目標100%

（問題点・課題分析）	改定した耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、今後も普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図り、手厚い補助制度等を積極的に利用してもらい、建替え、耐震補強につなげていくことが課題となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成25年度版住宅土地統計(27年6月発表予定)に基づき、あらためて耐震化率を割出し、耐震改修促進計画を年内に改正する。	平成28年3月に耐震改修促進計画を改定し、平成32年度までの目標値を設定した。	平成32年度の目標値達成に向けて、更なる普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--